

「総合まちづくり計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 との一体化策定について

1. 「総合まちづくり計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

従来の総合計画は、その市町村の最上位行政計画であり、10 年間のまちづくりの大きな方向性を位置づける計画です。すべての行政施策はこの総合計画に基づいて、取り組みを進めています。平成 23 年の地方自治法の一部改正により、基本構想（総合計画の中の考え方を示す部分）の策定義務が廃止されたため、現在は策定せずともよいとされていますが、ほとんどの市町村で策定を行っています。本町では、この総合計画に代わるものとして、令和 4 年度からの 10 年間を計画期間とした「総合まちづくり計画」を策定することとしています。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という）は、まち・ひと・しごと創生法により策定することを努力義務とされており、5 か年ごとの目標を立て、その目標に向けて取り組むものです。分野としては地方創生に位置づけられますが、産業活性化に留まらず、観光施策の推進による雇用産出や、働きやすい環境を作るための子育て支援の充実、住民協働から生まれる新たなビジネスモデルの構築など、多岐にわたる取り組みが求められています。

■ 総合まちづくり計画と総合戦略の違い

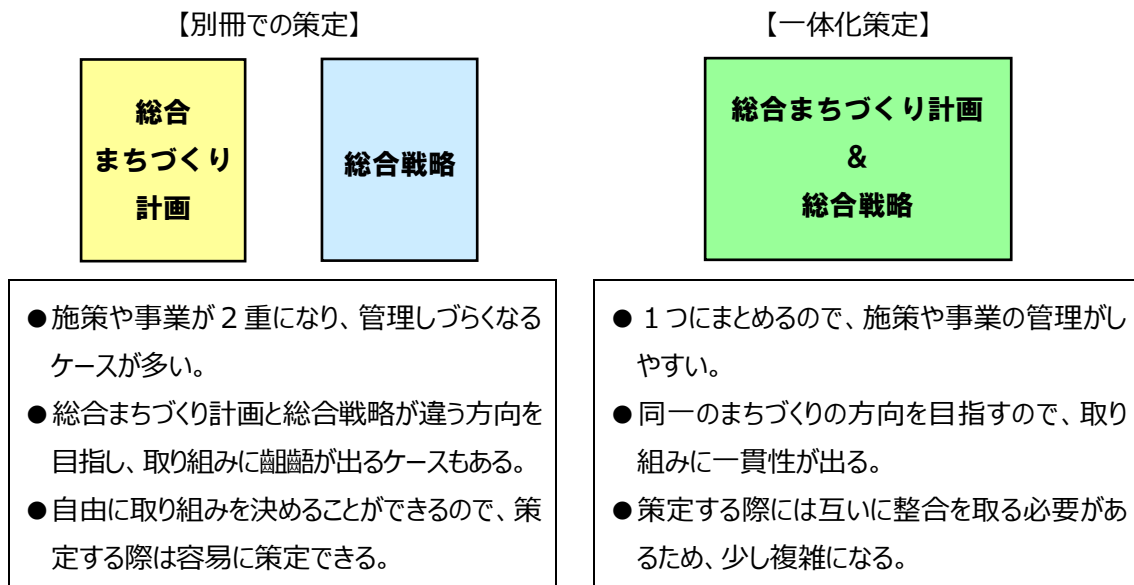
総合まちづくり計画	総合戦略
● まちづくりの最上位計画。 ● 10 年間のまちづくりの方向性を定める。 ● すべての行政施策がこの計画に基づいている。 ● 策定義務は平成 23 年に廃止されている。 （ただし、ほとんどの市町村で策定している。）	● 地方創生の取り組みを位置づける計画。 ● 5 年間の地方創生の取り組みについて、事業レベルで取り組み内容を定める。 ● これに基づいて行う行政施策は、地方創生に係るもののみ。 （ただし、産業のみならず、観光や子育て、住民協働など多岐にわたる取り組みもある。） ● 平成 27 年より策定が努力義務。

2. 総合まちづくり計画と総合戦略の一体化策定について

総合戦略の取り組みは、多分野にまたがる取り組みが多く、また総合まちづくり計画に位置付けられる長期スパンでのまちづくりと共通する考え方を有していることから、総合まちづくり計画の中に位置づけることで、より一貫的な取り組みとすることが可能になります。また、施策や事業の管理がしやすくなり、進捗管理についても明確かつ正確に行うことが可能となります。

国としても、「総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（K P I）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能（地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引きより抜粋）」としており、今回の「総合まちづくり計画」策定において、一体的に策定することといたしました。

■ 別冊での策定と一体化策定の違い



3. 一体化の手法

現在考えている一体化の手法としては、総合まちづくり計画の基本計画の施策展開部分にて、総合戦略該当事業には、それがわかるようなアイコンを設定することと、基本計画の後段にK P Iを設定し、取り組みの進捗を評価できるようにする予定です。

また、総合戦略の取り組みの中でも特に重点となる施策を「重点戦略プラン」として設定する予定ですが、これは「総合まちづくり計画」策定後、掲載事業を基に設定していく方針を考えているため、総合まちづくり計画の中には取り入れずに策定を行います。